平成２５年（フ）第５６４８号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目21番12号
破産者　松岡　高子（旧姓清水）
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８９２号
大阪府八尾市天王寺屋７丁目19番地　志紀マンション101号
破産者　川口　裕史
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９号
大阪市生野区田島６－８－27以和貴ハイツ５階506号室吉村博江方、住民票上大阪府豊中市曽根西町３丁目10番10号
破産者　吉村企画こと　吉村　公成
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５号
大阪市東淀川区豊里１丁目４番29号　第２生島ハイツ207号
破産者　田貝　晃一
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２６号
大阪府枚方市北山１丁目66番５―105号
破産者　滝本ゆかり
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５６号
大阪府寝屋川市御幸西町３番３―101号
破産者　インテリア盛澄こと　盛澄　正規
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８５号
大阪府箕面市外院３丁目４番８号
破産者　石野田弘一
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９９号
大阪市大正区小林西１丁目２番９号　永田マンションⅡ302号
破産者　新城　義信
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３７号
堺市西区浜寺石津町東４丁６番18号、前住所堺市西区浜寺石津町東３丁１番19―４号
破産者　イーランプ・デザインこと　三由　隆行
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６６８号
堺市西区鳳西町２丁396番地、前住所堺市西区平岡町185番地12　ノバカネイチ津久野台1015号
破産者　髙橋　俊二
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７６５号
堺市東区日置荘原寺町38番地４　サンリヴィエール壱番館301号
破産者　宮脇　一嘉（旧氏名宮脇茂）
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０９２号
堺市中区深井沢町276番地１　府営深井沢町住宅３棟405号
破産者　惠　　鈴乃
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８３２号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番162―402号
破産者　藤田　賀与
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８４号
神戸市灘区灘北通６丁目２番９号　睦マンション501号室、従前の住所神戸市長田区大橋町９丁目１番19―503号
破産者　野内　純司
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３６号
兵庫県姫路市八家153番地
破産者　小原　珠美
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２号
奈良県生駒市俵口町514番地　サンローレル204
破産者　井貝　博儀
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

免責許可決定

平成２５年（フ）第９３３号
神戸市兵庫区上沢通５丁目２番７―501号
破産者　増野　礼子
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４５号
神戸市灘区岩屋北町４丁目４番26号　マツヤパーク204
破産者　朝山　和江
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５０号
神戸市須磨区南町２丁目２番６号
破産者　池田　　孝
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７７号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番16―504号、従前の住所神戸市北区八多町中1014番地
破産者　松原　正幸
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部